

## 【点検結果表の別紙】

### 《代替案との比較に係る補足説明》

契約の解除に関する規定は、有料放送事業者のうち、ケーブルテレビ事業者については、現に業界自主基準（日本ケーブルテレビ連盟が定める「有線テレビジョン放送事業の営業活動における消費者保護に関する自主基準及びガイドライン」）において設けられているところ（第9条に規定）であり、事業者による自主的な取組に委ねるという対応も想定できるものとする。

代替案の具体的な内容としては、規制の事前評価書中「各規制を・・・業界で自主基準を策定しこれに基づき取り組む等・・・自主的取組に委ねる」としているのとおり、ケーブルテレビ事業者のみならず、有料放送事業者に対し、改正案と同様に、

- ・ （販売形態にかかわらず、）国内受信者は契約締結書面受領後等8日間は相手方の同意なく契約解除可能、
- ・ 有料放送事業者は契約解除に伴う損害賠償・違約金等の請求禁止、
- ・ 対価請求は解除までの期間におけるサービスの対価の範囲に制限

といった内容の契約の解除に関する規定を設けるよう、行政として働きかけることを想定している。

なお、改正案では利用者に不利な特約を無効とすることとしているが、自主基準では、ある契約の特約を無効とすることはできないと考えられ、自主基準に設けることは想定していない。したがって、自主基準において、改正案と同様に上記の内容の規定を設けたとしても、その実効性の担保には限界があると考えられる。そのため、規制の事前評価書において、費用については「改正案と同様の事項について遵守費用が生じるが・・・改正案における遵守費用よりも少なくなる。」、便益については「改正案と同様の便益があるが・・・改正案における社会的便益よりも少なくなると考えられる」と記載している。